

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 1 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険料（税）の納付に係るフィッシングメールの注意喚起について

国民健康保険制度の円滑な実施につきましては、平素より格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国民健康保険料（税）の未納分があるとして、特定の電子決済サービスによる納付を促すフィッシングメールが確認されています。

このような不審なメール等を受信した場合には、メールに記載されたサイト等にアクセスせず、「インターネット・ホットラインセンター」の「フィッシング」の項目から通報いただくか、「フィッシング対策協議会」への報告をお願いしたく、各都道府県におかれましても、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合へ周知いただくとともに、ホームページ等での周知や被保険者への郵便物送付等の場面において、被保険者等への注意喚起が適切に行われるよう取り計らいをお願いいたします。

【インターネット・ホットラインセンター】

<https://www.internethotline.jp/>

【フィッシング対策協議会ホームページ】※当該事案の概要

https://www.antiphishing.jp/news/alert/kokumin_20260413.html